

刑事管理官の所掌事務等について

平成11年7月9日

栃務第16号栃木県警察本部長通達

(概要)

本通達は、犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号）が一部改正され、捜査主任官の職務が明確化されたこと、さらには、犯罪の国際化、広域化、ボーダレス化及び部課際事件の対応等に伴い、警察署における捜査指揮の一元化を図るため、刑事管理官の所掌事務等を明確にした。

同通達の概要は、

- 刑事管理官の所掌事務等
- 留意事項

等である。